

<高付加価値型農業に取り組む事例>

○目指せ多面的な特色ある農村

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県久留米市田主丸町 石垣 <small>く り め し た め し ま る ま ち い し が き</small>			
協 定 面 積 36ha	田 (94%)	畑 (6%)	草地	採草放牧地
	水稲	柿・ぶどう		
交 付 金 額 299万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員手当		7%
		農業生産活動体制等整備		20%
		水路農道農用地維持管理費		23%
協定参加者	農業者 84人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

石垣集落は、耳納連山北麓の観光果樹園の多い地域に位置しており、久留米市田主丸町の特産物である巨峰・柿のシーズンに、多くの観光客がフルーツ狩りに訪れる地域である。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業生産活動や農地の多面的機能を維持していくため、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、集落の一層の活性化を図るため、集落ぐるみで多面的な特色ある農村づくりを目指している。

3. 取組の内容

活動内容としては、高付加価値型農業に取り組むためカバークロップとしてレンゲの作付けを行い、米の減農薬・減化学肥料栽培に取り組み、にじ農業協同組合へ出荷し「耳納連山れんげ米」として販売している。

また、集落内の連携を図るため、水路・農道管理作業の後に集落の伝統行事である「ちびっこ相撲」を開催したり、クリスマスのイルミネーションを行ったりしている。



【レンゲ畑を背景に水路の除草】



【「耳納連山レンゲ米」と生産者】

【集落の将来像】

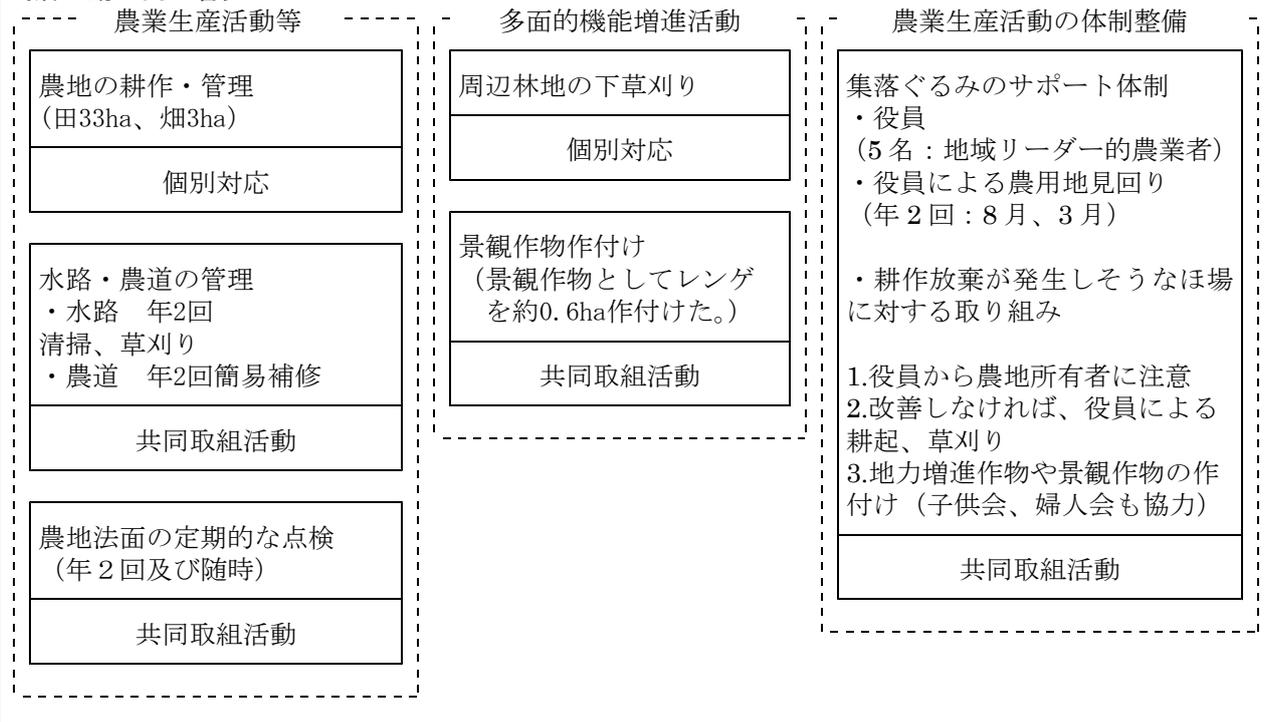
- 高付加価値農業を推進していく。
- 農業者と非農業者で連携して農道等の除草や、水路の整備を行っていく。
- 集落ぐるみで多面的な特色ある農村づくりを行う。



【将来像を実現するための活動目標】

- 農業者と非農業者が相互に様々な活動協力をを行い、両者が一体化した集落を目指すことにより、多面的な特色ある農村づくりを目指す。

【活動内容】



4. 今後の課題等

農家と非農家が連携し、集落ぐるみで活動することにより、集落全体の意識が向上し、集落の活性化に繋がったが、その一方で農家の担い手不足や高齢化は避けられない状況にある。このため、高付加価値農業の推進に取り組み、耕作放棄が発生しそうな圃場に対する集落ぐるみでのサポート体制を確立し、農地集積や認定農業者の育成等を図りたいと考えている。

【第2期対策の主な成果】

- 担い手育成に係る取り組みとして認定農業者の育成を行い、新規に1名認定農業者として認定された。
- 景観作物の作付け(7.2ha)を行い、その管理や維持に関して役員を含めた農業者を中心に、集落ぐるみ(婦人会や子供会)で行い、地域の活性化が図られた。
- 年2回の水路・農道の清掃及び草刈り(1.4km)や、水路の目地詰め、農道の補修を行ったことにより離農者の防止が図られた。

＜農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例＞

○農業資源は自分たちで守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県宗像市 <small>むなかたし</small> 野坂 <small>のさか</small>			
協定面積 9.6ha	田(99%) 水稲	畑(1%) 果樹	草地	採草放牧地
交付金額 119万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農道・水路等管理費		15%
		景観作物作付費		1%
		鳥獣害防止対策費		8%
		農業施設整備費		20%
その他			6%	
協定参加者	農業者 9人			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

野坂集落は、米・麦・大豆の土地利用型を中心とする農業の盛んな地域であるが、農業従事者の高齢化等による担い手不足が課題となっていた。また、農地の多くはほ場整備が行われているものの、一部未整備の箇所もあり、水路の補修が必要な部分も多い。

このような現状を踏まえ、第2期対策から地域の担い手農業者を核として地域ぐるみで農地を守ってきた。更に第3期対策からは安定的・持続的な農業生産活動の体制整備に努めることとしている。

3. 取組の内容

耕作者の高齢化等で耕作が難しくなった農地は、地域ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る。猪被害が深刻なため、電気柵を導入し被害防止に努めているものの十分でないため、今年度新たにワイヤーメッシュ柵を導入する。

また、集落の中に、土木作業の知識と経験を持っている人がいるため、水路の改修工事等を自分たちで行っている。計画的に工事を行うことで、少しずつ、地域の水路が整備されている。



【イノシシ防止用電気柵の設置】



【水路の補修を自己施工にて実施】

【集落の将来像】

- 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



【将来像を実現するための活動目標】

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

【活動内容】

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (9.6ha) 個別対応	周辺林地の下草刈り (約0.1ha、年1回) 個別対応	集落ぐるみのサポート体制 (協定農用地の農業者のみ) 共同取組活動
水路・農道の管理 ・水路等2.5km、年2回 清掃、草刈り ・農道1.5km、年2回 草刈り 共同取組活動	景観作物作付け (景観作物としてレンゲ を約0.5ha作付けた。) 共同取組活動	水路の補修 (自主施工にて実施。H17・1箇所、 H19・1箇所、H20・1箇所、 H21・1箇所、H22・1箇所) 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (随時) 個別対応		

4. 今後の課題等

共同活動をとおして、集落を守っていこうという意識が高まった。また、自分たちで水路の改修を行うことにより、経費をおさえることができ、水路の維持管理が以前よりもしやすくなった。

【第2期対策の主な成果】

- 鳥獣害防止対策の強化（電気柵、ワイヤーメッシュ柵（300m）の設置）
- 計画的な水路改修工事の実施（H17・80m、H19・30m、H20・90m、H21・40m、H22・80m）

○棚田を活かして地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県伊万里市二里町 <small>いまりしにりちよう</small> 中田 <small>なかた</small>			
協定面積 27.2ha	田 (100%) 水稲・麦・大豆等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 572万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	集落の各担当者の活動に要する経費		3%
		集落マスタープランの将来像を実現するための活動費		2%
		水路、農道等の維持・管理等に要する経費		9%
		農用地の維持・管理活動に要する経費		1%
		環境整備、機械購入等積立		44%
		事務費他		1%
協定参加者	農業者 44人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

中田集落は、兼業農家の多い集落であり、担い手不足が懸念されていた中で、地域の活性化を図るため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度へ取り組んできた。

前期対策においては、棚田オーナー制を実施し都市住民との交流を行い、また、収穫祭の開催や集落内非農家と共同で農地法面へ彼岸花を植栽するなど多面的機能の増進に取り組む地域活性化に努めてきた。さらに、水稲栽培においては、減農薬・減化学肥料の高付加価値型農業に取り組んできた。

今期対策においては、前期対策までの取組みを拡大しつつ、機械利用組合への農作業委託等も推進していくこととしている。

3. 取組の内容

- ・棚田オーナー制を実施し、都市住民との交流。
- ・地元小学生を対象に田植え・稲刈り体験を開催し、子どもたちの農業への関心を育む。
- ・収穫祭を開催し、地域住民との交流。
- ・減農薬・減化学肥料の高付加価値の米づくりを行い、棚田米のブランド化（佐賀県特別栽培農産物認証制度を活用）。
- ・機械利用組合への農作業委託の推進。



【彼岸花の開花風景】



【春の田植え祭り（棚田オーナー制）】

【集落の将来像】

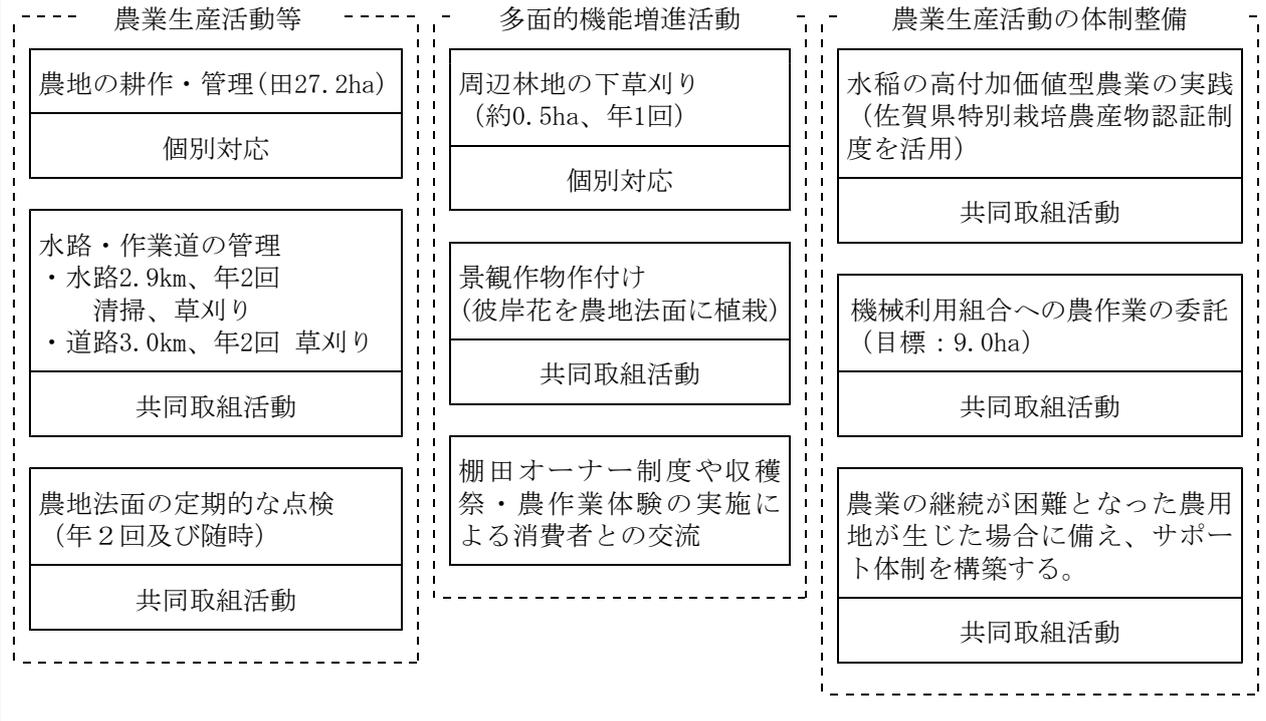
- 棚田オーナー制を活用した都市との交流・共生。
- 棚田の景観や収穫祭を活かした観光開発。
- 農作業委託や減農薬栽培を推進し、経費削減や省力化を図る。



【将来像を実現するための活動目標】

- 棚田オーナー制と併せて棚田米のPRを行う。
- 水稻の減農薬栽培面積の拡大。
- 農地法面に彼岸花を植栽し、景観形成を行う。
- 機械利用組合への農作業委託を推進する。

【活動内容】



4. 今後の課題等

高齢化が進行しているため、青壮年会や機械利用組合といった組織の活動を活発化させ、対応していく必要がある。また、話し合いの機会を増やし、収穫祭等の行事を集落ぐるみで行うなど集落の団結を強めていきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 水稻の減農薬栽培による高付加価値型農業の実践 (H21実績:3.5ha)
- 地域及び都市住民との交流による地域の活性化
 - ・ 秋の収穫祭の参加者の増 (H18:100名、H19:130名、H20:150名)
 - ・ 棚田オーナー制度の実施 (H20: 7組30名 10a)

<その他、取組に特徴ある事例>

○小学校との連携による農業体験学習への取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県藤津郡太良町 <small>ふじつぐんたらちょう</small> 中尾 <small>なかお</small>			
協定面積 20.6ha	田(76%) 米・野菜	畑(24%) 野菜・みかん	草地	採草放牧地
交付金額 347万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	道路・水路の管理費		31%
		多面的機能増進活動費(景観作物)		1%
		機械の共同利用費		4%
		小学校との連携活動費		5%
その他(役員手当、事務費等)		19%		
協定参加者	農業者 36人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

中尾集落は、太良町の山間部に位置し、平坦部と比べて生産条件が厳しく、また、農産物の価格低迷や農家の高齢化等によって担い手の減少や耕作放棄地の増加が懸念されていた。

そこで、平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用して、耕作放棄地増加防止や多面的機能の維持・増進を目的として共同活動に取り組んでいたが、第2期対策において制度の内容が見直しされたことを契機に、小学生を通じて地域住民に農業への関心を持ってもらうことを目的として地元小学校と連携した農業体験学習に取り組んだ。

3. 取組の内容

毎年、地元小学校の4年生約50人を対象に古代米の田植えと稲刈りの体験学習を行っている。収穫された米は参加した児童が、各家庭に持ち帰ってもらうことで、児童のみならず家庭全体で農業に関心を持ってもらう取組を行っている。

また、畦塗り機械の共同利用にも取り組んでおり、将来的には機械利用組合の設立を目指すとしている。



【景観作物植え付け】



【農業体験学習(田植え)】

【集落の将来像】

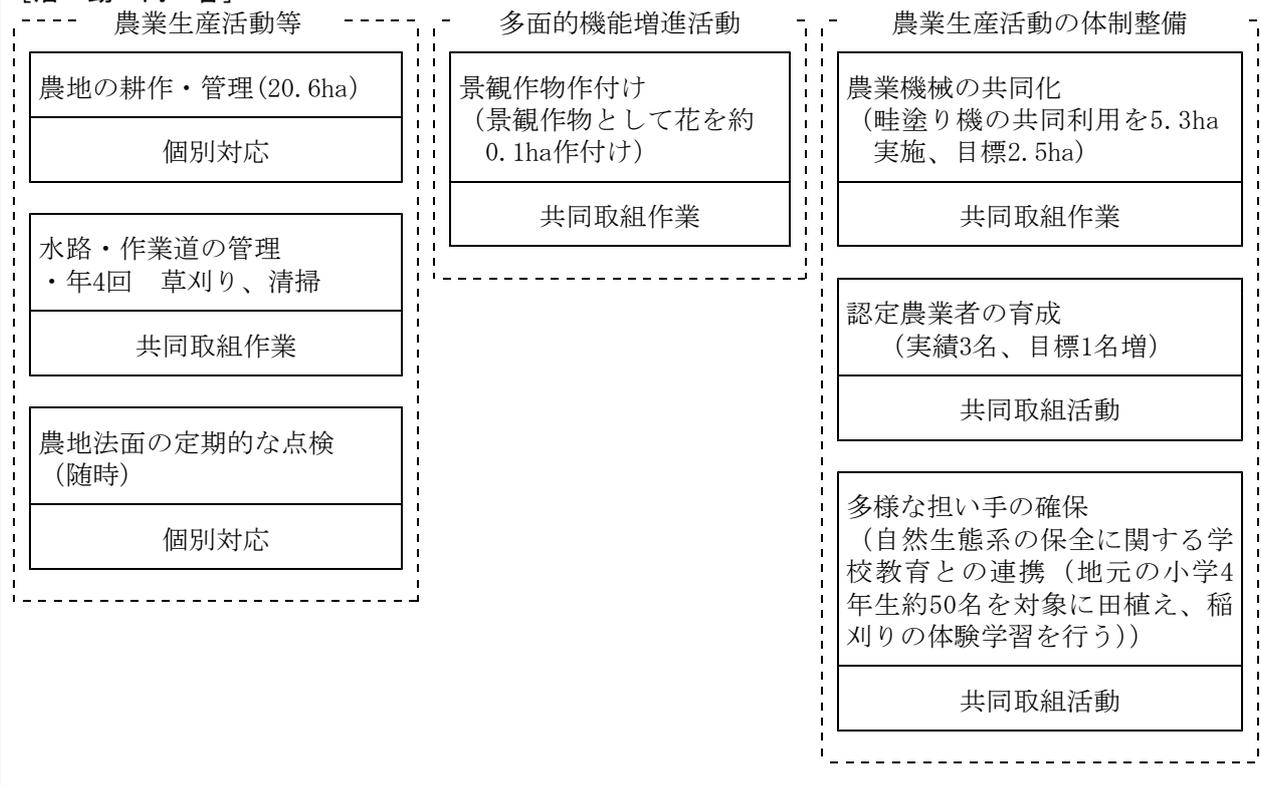
- 農業機械の過剰投資等による生産コストの増加を防ぐため、定年退職世代等を軸とした組織を結成し、農作業の受託、耕作放棄地の復旧整備等を行い高付加価値型農業を実現する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 農家組合を中心とした要保全農地の維持管理
- 畦塗り機の共同利用による水田の整備
- 学校教育と連携した児童の農業体験学習への取組

【活動内容】



4. 今後の課題等

機械の共同利用により営農の効率化、生産コストの縮減が図られた。また、小学生との農業体験学習による世代を超えた交流を通じて、集落全体がより活性化しているところである。

今後は畦塗り機以外の農業機械についても共同化を図り、オペレーター制等も導入して機械利用組合の設立を目指す。また、小学校と連携した農業体験学習も継続して行い、将来も持続して農業生産活動が行えるよう体制整備に努めたい。

【第2期対策の主な成果】

- 機械(畦塗り機)の共同化(当初0ha、目標2.5ha、H21実績5.3ha)
- 認定農業者の育成(当初0名、目標1名、H19~21実績合計3名)
- 小学校と連携した農業体験学習(当初0名、目標13名、H21実績約50名)

○集落みんなで農地保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	長崎県佐世保市 瀬道			
協定面積 20ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 420万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員報酬等		9%
		水路農道等維持管理		12%
		共同機械購入費等		29%
協定参加者	農業者 34人			開始：平成15年度

2. 取組に至る経緯

瀬道集落は、佐世保市の南部中山間地域に位置し、水稲・果樹・花き等を複合的に経営されている農家が多いが、他の集落と同様に高齢化が進み、担い手不足が深刻化していた。

集落内で今後の営農方針等模索する中で、中山間地域等直接支払制度で自らの農地を保全することに対して交付金が支払われることを知り、この制度ならば集落全体で取り組むことができるだろうということで、制度取組に至った。

3. 取組の内容

瀬道集落は、中山間地域等直接支払制度に平成15年度から取り組み、集落営農組織の立ち上げによる機械・農作業の共同化の推進、特別栽培米による高付加価値型農業の実践、認定農業者の育成等を実践するとともに、平成19年度からは農地・水・環境保全向上対策事業にも取り組み、集落内外と連携して集落内農地の保全に努めている。

今後は、集積対象者を核とした農業生産活動の体制整備と集落ぐるみの農業生産活動による体制整備を目指すこととしている。



【瀬道集落全景】



【非農家と連携した道路清掃】

【集落の将来像】

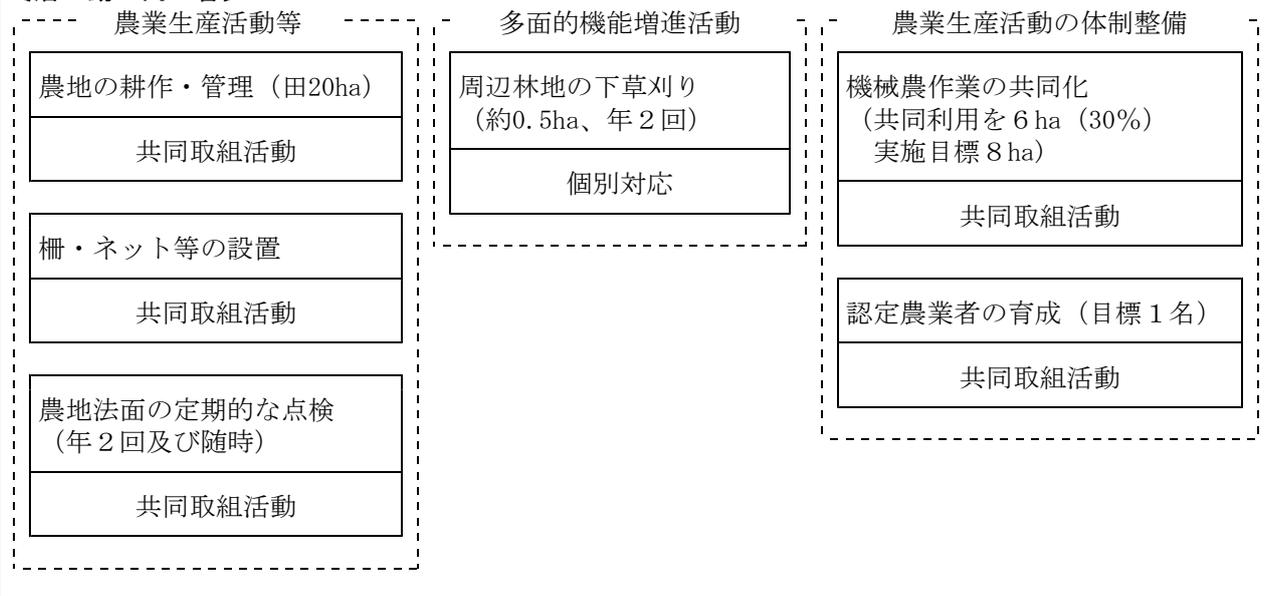
○ 瀬道集落内において、高齢化及び兼業化による農家戸数の減少に歯止めをかけ、農地の保全、荒廃を防止し、景観を維持することによって多面的機能の持続的発揮を図るとともに、機械・農作業の共同化と集積対象者を核とした農業生産の体制整備を図ることで、集落が将来にわたり発展できるような体制を構築する。



【将来像を実現するための活動目標】

○ 集落協定農用地を農地法面等点検により保全していくことは当然のことながら、近年はイノシシによる農作物被害が顕著であるため、協定農用地を電気防護柵やワイヤーメッシュ柵等で効果的に囲み、農業生産意欲の減退に歯止めをかけたい。また、農作業の共同化等を推進し、ますます高齢化が進んでいく中であっても、将来的に営農を継続できるような体制を構築する。

【活動内容】



集落外との連携

○ 瀬道集落は農地・水・環境保全向上対策にも取り組んでおり、集落内の農道・水路等の管理作業は、中山間と農地水が協力して行っている。今後とも農地水と協力しながら各種活動を展開していきたい。

4. 今後の課題等

当集落においては、高齢化が進展する中で、どのように協定農用地を維持管理していくかが重要となってくる。今後は、集積対象者を核とした農業生産の体制整備を行い、農作業の共同化等により、高齢であっても安心して農業を営むことができる集落を目指していく。

【第2期対策の主な成果】

- 高付加価値型農業の実践（H17:10ha、H21実績:11ha）
- 認定農業者の育成（H17:9名、H21実績:13名）

<その他、取組に特徴のある事例>

○ショウガ生産を中心に繋がる集落

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	熊本県八代市東陽町河俣美生 ^{やっしろしとうようちようかわまた びしよう}			
協定面積 7.3ha	田 (100%) ショウガ	畑	草地	採草放牧地
交付金額 153万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農業用水(地下水)管理		7%
		生姜防蛾灯維持管理		52%
		農作物用モノレール維持管理		41%
協定参加者	農業者 23人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

美生集落の棚田は「日本の棚田百選」にも選ばれており、美生の滝や棚田を支える石積みと合わせて中山間地域特有の美しい風景が残る集落である。同集落では、ショウガの生産が盛んであり、ショウガ生産を中心にした農業生産活動で強く繋がっている。

ショウガ栽培に必要な地下水や病害虫防除のための防蛾灯については、これまで負担金を出し合いながら維持管理をしてきた。これらを含め、集落営農活動を維持発展させるために中山間地域等直接支払制度に取り組むことにした。

3. 取組の内容

美生集落はショウガ栽培が盛んで、今後もショウガをメインにした集落営農をしたいと考えている。そのためには、きれいな地下水の確保、安全・安心に配慮したショウガ栽培を行い、安定した生産を続けていくことが必要である。

栽培に必要な水については地下水で賄っており、その施設の維持管理に本交付金を活用している。また、安全・安心なショウガ生産のため、化学農薬を使わないよう防蛾灯を設置しており、その維持管理についても本交付金を活用している。

近年、イノシシ・シカによる被害が増大しており、ショウガ栽培にとって大きな支障となってきた。そのため、集落総意のもと侵入防護柵の設置を決定し、平成19年度は農業生産振興総合対策事業で2,400mを設置し、平成22年度は鳥獣被害防止総合支援事業を利用し、1,000mの侵入防護柵を設置することとしている。集落負担分には中山間地域等直接支払交付金を充て、平成23年3月には、ショウガ栽培田の全部を囲む防護柵が完成予定である。これにより、より安定したショウガ生産が可能になると期待される。



【集落風景】



【進入防護柵設置】

[集落の将来像]

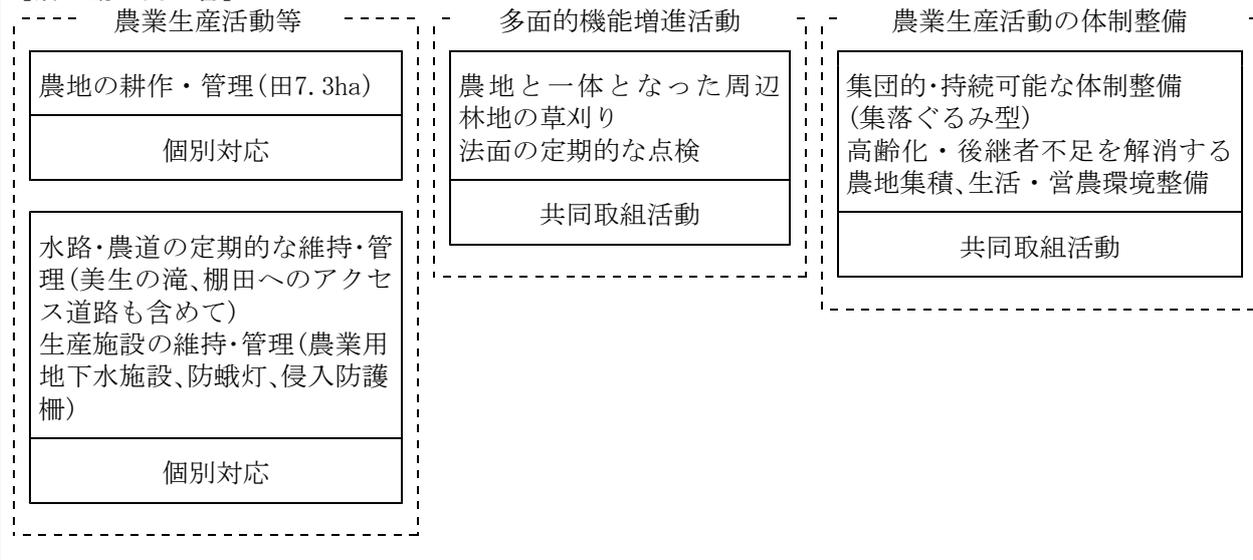
○ 美生集落はショウガ栽培が盛んであり、今後も安定した収益を上げられるショウガ生産を続けていきたい。また美生の棚田は「日本の棚田百選」にも選ばれるなど、美生の滝や石積みと共に中山間地域特有の美しい風景が残っている。美生の滝・棚田の美しさを保全しながら、情報発信やPRにも努め、この美しい風景を誇りに思える集落にしていきたい。



[将来像を実現するための活動目標]

○ ショウガ栽培で強く繋がりを持つ集落ではあるが、高齢化。後継者不足は今後の大きな課題であり、行政、JAと連携し農地集積、営農・生活環境を整備しながら、担い手の育成を図っていく。

[活動内容]



4. 今後の課題等

現在の美生集落はショウガを中心にした営農集落として維持できているものの、高齢化や後継者不足は今後の大きな課題である。JA、行政と連携し、農地の集積を進めるとともに、生活環境・営農環境の整備も合わせて進めることで担い手が育成できる環境を整備していく。

[第2期対策の主な成果]

- 鳥獣被害対策：侵入防護柵2,400m設置(H19)
- 担い手育成：認定農業者の育成(目標1人 実績1人)

〇ひまわりで笑顔と元気な里づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	大分県 <small>くにさきしあきまち</small> 国東市安岐町 <small>やまぐち</small> 山口			
協定面積 37.5ha	田 (100%) 水稲・麦・大豆等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 602万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	水路・農道等の維持管理		8%
		鳥獣害防止対策		8%
		景観作物作付け、管理		3%
		共同機械の管理及び導入、農作業の共同化経費		12%
交付金の積立・繰越		8%		
村づくり研修費役員報酬・役員会経費		11%		
協定参加者	農業者 33人、農事組合法人山口生産組合（構成員11人）			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

山口集落では、平成5年6月に農事組合法人が設立され、農地の保全が行われてきたが、棚田については、農道も狭く勾配が急なため、大型機械の利用が困難な状況にあった。

このような中、平成17年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、棚田の保全に努めてきたところであるが、農家の高齢化も進み、今後の取組を危惧する声もあった。しかしながら、3期対策でC要件が創設されたことから、集落での話し合いの結果、本要件を活用し、引き続き本事業に取り組むこととなった。

これまで、共同取組活動として都市住民との交流で「ふれあい田植え」を行っていたが、不作付地対策として市内の業者からひまわりの栽培を勧められたことから、3期対策では新たに「ひまわり栽培」の取組を始めたところである。

3. 取組の内容

機械・農作業の共同化による農用地の保全、協定参加者による農道、水路の管理等のほか、堆肥などの有機質を活用した土作りを行う高付加価値型農業の実践として、景観作物のひまわりを栽培し、種子を食用の「ひまわり油」に、使用後は再処理してバイオ燃料に活用する等、自然環境に配慮する先進的な取組を行う。



【ひまわり除草管理の様子】



【都市住民との「ふれあい田植え」の様子】

【集落の将来像】

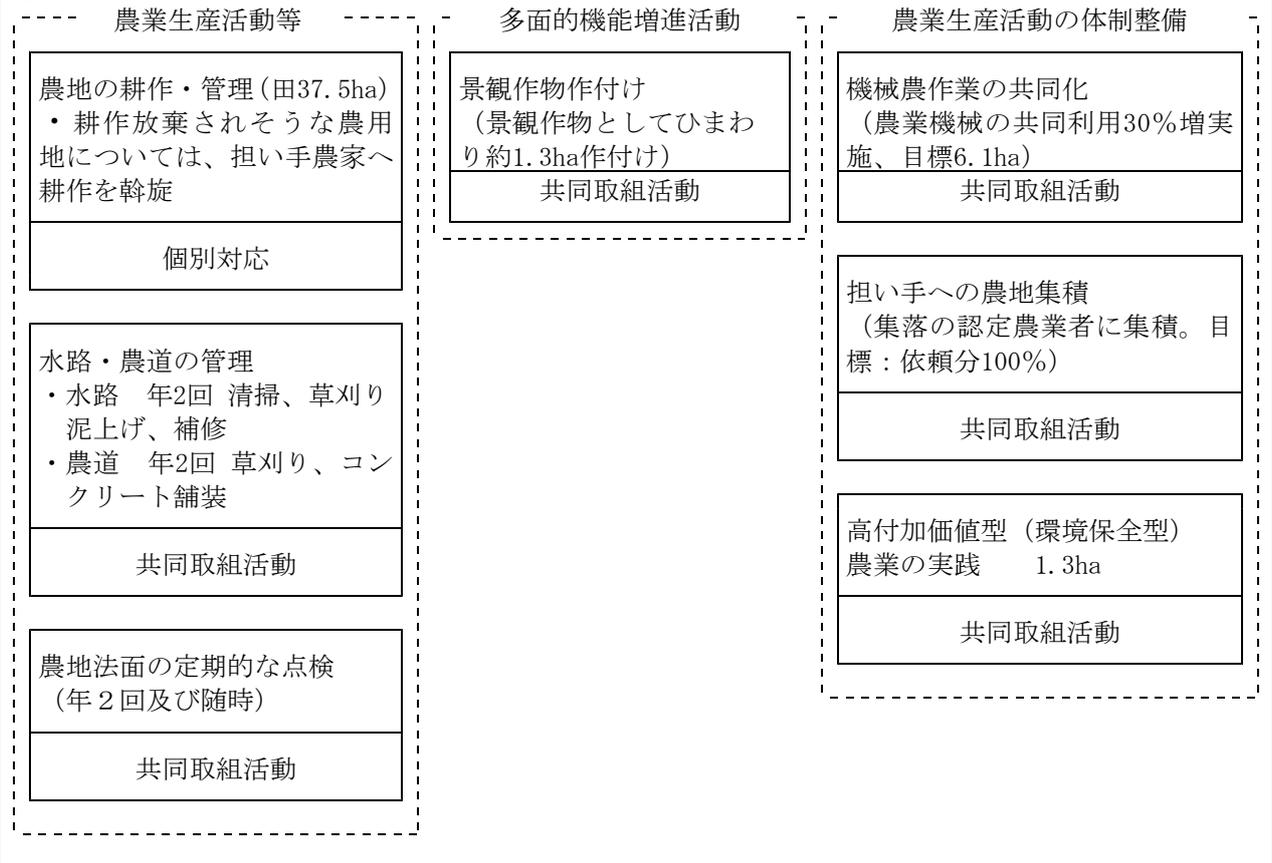
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械・農作業の共同利用面積を30%増加
- 堆肥などの有機質を活用した土づくりを進め、環境に負荷を与えない環境保全型農業に取り組む
- 町外の親子を対象とした田植・稲刈り及び中学生の農家体験学習の受入れ
- 担い手への農地斡旋

【活動内容】



集落外との連携

- 市内の業者と連携し、ひまわり油の製油及び都市住民との農業交流

4. 今後の課題等

「ひまわり事業」として、非農家・都市住民等との連携、さらには付加価値を生むような取組の中で、連帯感が生まれ環境についての意識を持ってもらえるようになった。しかしながら「ひまわり」の栽培、拡大には人的作業が多く現状での取組が精一杯である。今後、高齢化が進み耕作のできない農地に対しどのような対策を講じるかが今後の課題となっている。

【第2期対策の主な成果】

- 獣害防止柵設置 (H21：7,000m)
- 農道コンクリート舗装 (H19：2,700m・H20：3,800m・H21：1,300m)
- 水路補修 (H19：1箇所・H20：4箇所・H21：1箇所)
- 都市住民との交流による地域の活性化
・「ふれあい田植え」参加者の増(H17：20名、H21：76名)

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○地域農業の発展と地域づくりを推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	大分県玖珠郡九重町町田 栗原			
協定面積 14ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 296万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	共同利用機械・施設購入等費		78%
		役員手当		4%
		研修会等費		3%
		水路・農道維持管理費		13%
事務費		2%		
協定参加者	農業者 19人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

栗原集落は、九重町のほぼ中央に位置し、周りを山に囲まれた山間集落である。以前から鳥獣被害が多く毎年作物の被害が絶えずに深刻な状況に陥っていた。そこで平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度に第1期対策から取り組み、特に鳥獣害対策に力を入れている。

3. 取組の内容

栗原集落は高齢化、過疎化が進行する中で兼業農家も多く、これまでの機械の過剰投資から生産コストの低減が課題となっている。さらに、山林と隣接している為、鳥獣害が多発しており毎年生産意欲の低下が懸念されていた。

このため、本制度を活用し、獣害防止対策として山林に面した農地にフェンスを設置したことで水稲や栗原集落の主要転作作物であるトマトの被害を減少することができた。特に栗原集落はフェンスの下にコンクリートを敷き、害獣が下からもぐりこんで来ないようにしたことが被害減少の大きな要因であると考えられる。

また、第3期対策から周辺の3集落が統合し1つになった。機械の過剰投資を防ぐため集落営農組織を設立し、3作業（耕起、田植え、収穫）について共同利用機械を導入することとしている。



【栗原集落全景】



【下からの浸入を防ぐフェンス】

[集落の将来像]

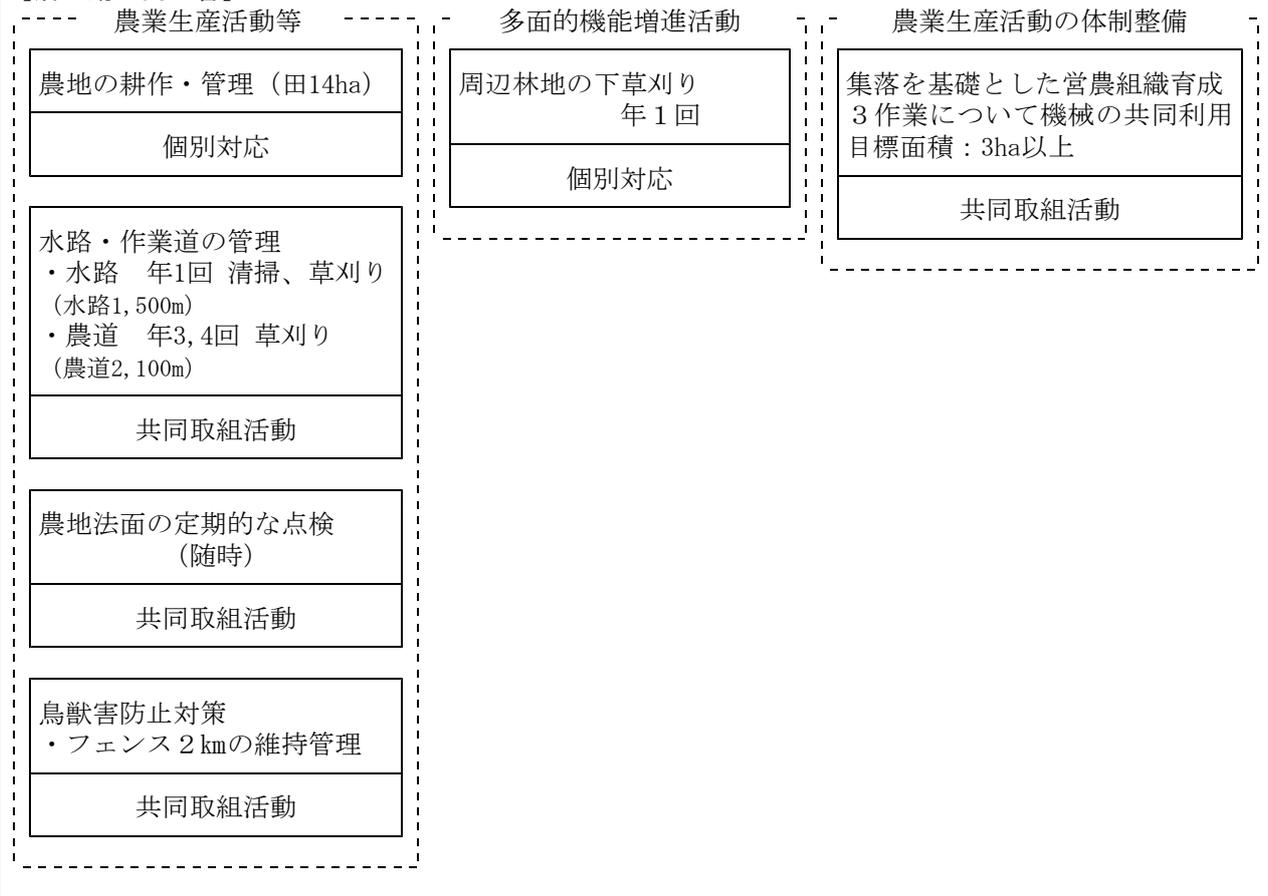
- 将来においても担い手を確保し、継続的な農業生産活動の体制整備を図る。



[将来像を実現するための活動目標]

- 集落内農地の3ha以上について3作業（耕起、田植え、収穫）の機械の共同利用を図る。
- 鳥獣害防止対策として、協定農地の周囲を全面的に防護するために2期対策で設置したフェンスの維持管理を継続的に行う。

[活動内容]



4. 今後の課題等

第3期対策から3集落が統合し1つの協定になった。3集落で協力し合い、農業生産コストの低減を図り、獣害被害への対策をさらに進めながら将来の担い手が確保しやすい環境作りにも取り組んでいかなければならない。

[第2期対策の主な成果]

- 鳥獣害防止対策としてフェンスを設置、補修（2km：H17年0m, H18年2,000m, H19年～H22年は維持管理）
- 共同活動での周辺林地を含む、フェンス周辺の草刈り（年1回：H12年～H21年500m, H22年1,000m）
- 集落を基礎とした営農組織設立（構成員19名）
- 水路、農道の適切な維持管理（年計4回）

（水路	H12年～H21年：1,000m、H22年：1,500m）
（農道	H12年～H21年：1,500m、H22年：2,100m）

<高付加価値型農業を実施する事例>

○有機JAS取得による有機栽培の確立

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	宮崎県 <small>こばやししのじりちよう</small> 小林市野尻町 <small>ふとお</small> 太尾			
協定面積 4.1ha	田 (72%) 水稲・飼料作物等	畑 (28%) らっきょう等	草地	採草放牧地
交付金額 28万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員手当	6%	
		水路、農道等の維持・管理等に要する経費 鳥獣害防止対策に要する経費	17% 27%	
協定参加者	農業者 3人	集落営農組織 1団体	開始：平成12年度	

2. 取組に至る経緯

太尾集落は、小区画・不整形な棚田や畑を耕作する農村地帯であるが、典型的な過疎地域であり、小規模・高齢化の集落であるため、農地の保全が困難になることが懸念されていた。また、山間に位置するため猿や猪、鹿等の鳥獣害が甚大で、通常の園芸作物は作付できない状態にあった。

そこで、中山間地域等直接支払制度を活用し、鳥獣害被害の防止を図るとともに収益性の高い有機栽培に取り組むことで、後継者等が安心して定住できる集落づくりを目指すこととなった。

3. 取組の内容

鳥獣害を最小限に留めるため、周辺林地の竹払いとともに、被害の多い農地から順に電気柵の設置を行った。また、水稲から被害の少ない飼料作物中心の作付体系への転換を図った。さらに、高齢でも小面積多収入となるよう有機栽培に取り組み、年数回の講習や良質堆肥を使用した土づくりを行うことで、有機JASを取得した。

作物については、鳥獣害の可能性が低いものとしてらっきょうを選定し、数年かけて土づくりを行った有機ほ場に作付けし、付加価値の高い「有機らっきょう」として販売している。

平成22年度からは、新たな有機作物の試験ほ場として緑肥として鋤き込むことで、センチュウ駆除が行える新品種のタカナの栽培試験を実施している。



【周辺林地の竹払いを実施した農用地】



【有機JASほ場に作付けされたらっきょう】

【集落の将来像】

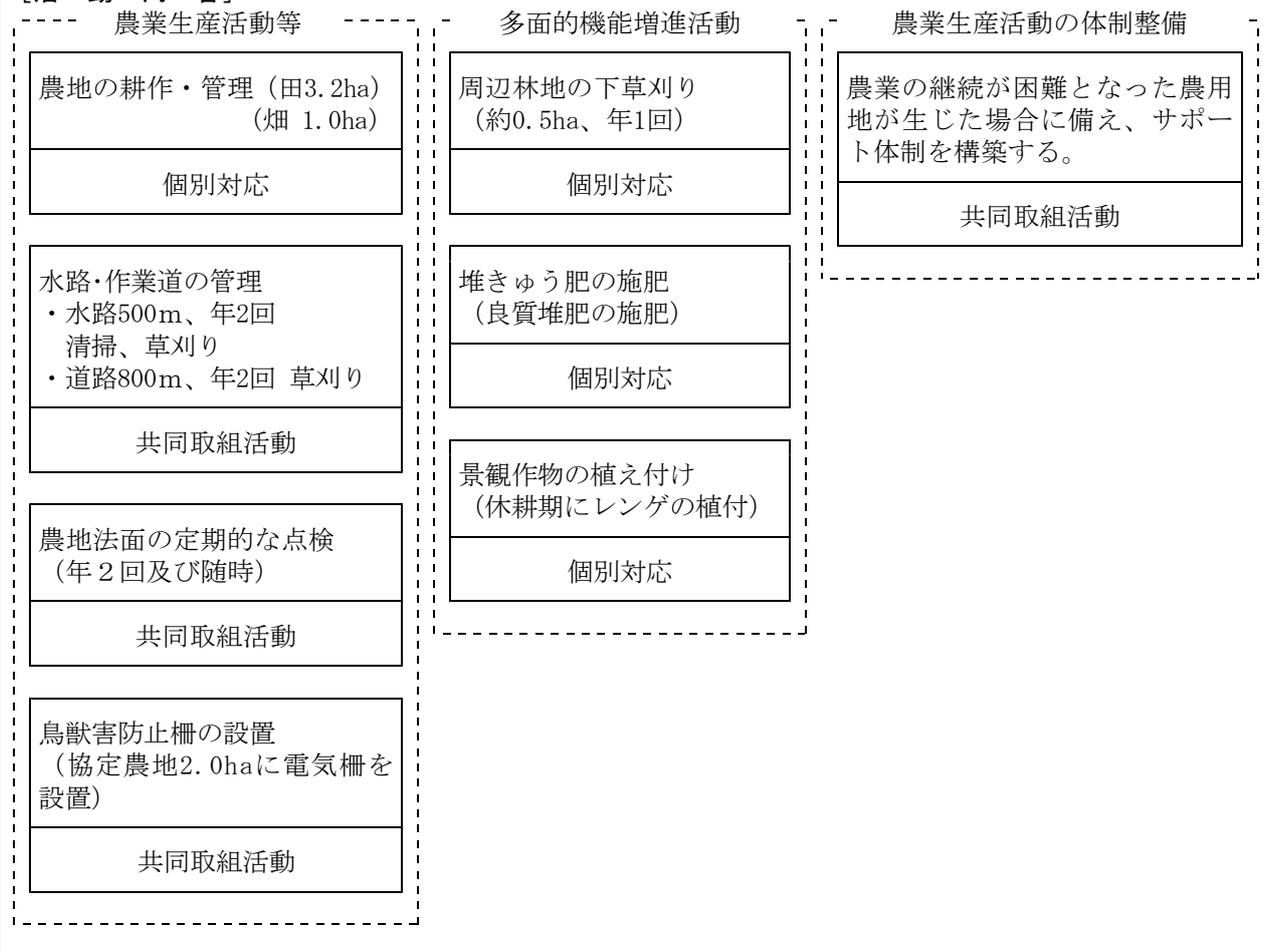
- 当集落は、山間に位置し、地形的には勾配がきつく小区画のため耕作管理に恵まれていないことから、有機栽培を軸とした高付加価値型農業を実践など、耕地面積が少なくとも収益を上げられる作付けを実施することで、農業生産活動が将来に渡って維持・継続されるよう推進する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 「農道・水道の整備」「鳥獣被害の防止」「担い手への農作業委託」「多面的機能の増進」を重点項目に掲げ、将来像を実施するための取組を実践する。

【活動内容】



集落外との連携

- 有機農業を推進する上で、他の有機農業グループとの研修会を実施

4. 今後の課題等

有機JASほ場の設置は、小区画・不整形で高齢化が進んだ当集落で収益を上げる方法として有効であり、今後も当該ほ場を維持することで環境保全型の農業を推進し、更なる集落の活性化を図っていきたい。

【第2期対策の主な成果】

- 高付加価値型農業の実践 (H21実績: 有機JASほ場 0.8ha)
- 担い手への農作業の委託 (H21実績: 作業委託面積 3.2ha)

○農作業受託組織を中心とした集落営農へ向けた取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	宮崎県西臼杵郡高千穂町 下野西			
協定面積 74.6ha	田 (81%)	畑 (18%)	草地	採草放牧地(1%)
	水稻、たばこ	たばこ		飼料
交付金額 1,335万円	個人配分			30%
	共同取組活動 (70%)	共同施設整備費 (集落センター改修、倉庫増設等)		48%
		農道・水路管理費 (農道コンクリート舗装、水路布設)		5%
		活動助成費 (土地改良、各部会、小組合)		12%
その他 (事務費、役員手当、研修会費等)			5%	
協定参加者	農業者 93人	生産組織 2組織	水利組合 4組合	農業生産 開始：平成12年度 法人 1法人

2. 取組に至る経緯

下野西集落は、第2期対策までの取組で農道舗装の整備と水稻を中心とした共同利用機械の導入を中心に進め、農道舗装については当初計画の約9割が完了し、機械導入についてはオペレータ等による機械班を組織し受委託作業の円滑化を図ってきた。

第3期対策からは、受託作業組織の受託面積の拡大と、稲作にかかるコスト低減を進めるほか、また直売所を開設し集落内で生産される農産物の地産地消及び県内外への情報発信の拠点づくりを目指すことにした。

3. 取組の内容

第2期対策までに稲作の作業受託の機械及び施設を整備し、下野西機械利用組合を設立。第3期対策ではさらなる施設の整備拡大とオペレーターの養成、個人作業受託者を取り込んだ協定の締結を進める。また、地域内で生産される農産物をはじめ加工品、工芸品等を販売するための直売所を本年度設置し、農産物等利用組合を立ち上げ運営を開始。施設は有人販売とし、直売所を訪れる集落住民をはじめ、国道325号線を通行中に立ち寄る観光客など、多くの人との交流による情報発信の拠点を目指している。今後、地域の特産となる農産物や加工品の開発、観光資源の掘り起こしを進めながら都市との交流につなげ、さらに耕作放棄地の発生防止や農地の有効利用、地域住民の所得の向上、元気な集落づくりを目指す。



【機械利用組合と個人作業受託者との協議】



【直売所利用組合によるオープンイベント】

[集落の将来像]

○ 将来に向けて継続可能な農業生産体制を整備して集落内の農地を守り、農家所得の向上や都会との交流等の取組みにより、集落住民各世代がいきいきと元気な活気ある下野西集落を目指す。



[将来像を実現するための活動目標]

○ 個人作業受託者を取り込みながら、機械利用組合のオペレーター（集落協定機械班）を中心に、作業受委託の拡大と、農業生産活動全般の作業の共同化・機械の共同利用を推進し生産コストの低減を図る。農道舗装、用排水路等の整備も進めながら、集落内外の担い手に対し作業の受委託や利用権設定を進めていく。直売所を設置し、集落で生産される農産物や加工品はもとより、工芸品や民芸品等も展示販売し、あわせて集落をはじめ町内の有名無名の史跡などの紹介を行い、地域の情報発信の拠点とする。

[活動内容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
<p>農地の耕作・管理(田・畑等)</p> <p>個別対応</p>	<p>周辺林地の下草刈り (年2回及び随時)</p> <p>個別対応</p>	<p>機械農作業の共同化 (機械購入及び倉庫建設を行い、 基幹的農作業に係る共同機械・ 施設利用を行なう。)</p> <p>共同取組活動</p>
<p>水路・農道の管理 ・水路…土地改良区及び受益 者で管理を行なった。(約5km) ・農道…未舗装区間の農道舗 装を行い、非農家等とも協力 して管理を行なった。 (約2.5km)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>景観作物作付け 〔景観作物の作付けを 行った。(約10a)〕</p> <p>共同取組活動</p>	<p>担い手への農作業の委託 〔コンバイン5.6ha 田植機 6.5ha 乾燥機73.4トン。 個人受託者とも連携して、 受託面積の拡大を図る〕</p> <p>共同取組活動</p>
<p>農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)</p> <p>共同取組活動</p>	<p>地場産農産物等の販売</p> <p>直売所を設置し、地元の 農産物をはじめ加工品及 び民芸品を販売する</p> <p>共同取組活動</p>	<p>集落内の連携(収穫祭の開催)</p> <p>共同取組活動</p>

4. 今後の課題等

個人で作業を請け負っていた農家も含め受託料金等の取決めを統一し、機械の有効活用と稲作の生産コストの低減を進めたが、まだまだ個人所有の機械が多いため、さらなる作業受委託拡大に向けた取組と、集落営農についての将来的な方向性について話し合いを進める必要がある。

また、直売所を設置したことで集落内に活気が見られるようになってきたが、農産物等の品ぞろえの充実や加工品の開発が必要であり、観光資源の発掘など、都市との交流につなげていくための取組が必要である。

[第2期対策の主な成果]

- 共同機械購入及び農業用倉庫建設(H17年度 コンバイン1台 H19年度 田植機1台・穀物乾燥機2台)
- 下野西機械利用組合の設立及び農作業受託(コンバイン5.6ha 田植機6.5ha 乾燥機73.4トン)
- 公民館改修工事 ○ 農道舗装(2,572m)及び側溝敷設(160m) ○ 有害獣対策(罌免許取得補助・猟友会補助) ○ 交流イベント「ほおずき祭り」開催 ○ 先進地視察研修

<その他、取組に特徴のある事例>

○集落ぐるみでふるさとの農地・自然を守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鹿 ^ひ 児 ^お 島 ^き 県 ^の 日 ^ひ 置 ^し 市 ^の 東 ^た 市 ^し 来 ^し 町 ^の 田 ^た 代 ^{しろ}			
協 定 面 積 49ha	田 (100%) 水稲、大豆	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 468万円	個人配分	0%		
	共同取組活動 (100%)	集落の各担当者の活動に対する経費	5%	
		会議等にかかる経費	1%	
		鳥獣害防止対策、水路・農道等の維持管理経費	47%	
		水路・農道等の補修・整備にかかる資材・工事経費	47%	
協定参加者	農業者 107人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

田代集落は日置市の北西部に位置し、水稲作を中心に営農が行われている中間農業地域で、高齢化や担い手不足が進み耕作放棄地の発生が懸念されていた。このような中、共同機械利用組合を発足し、農作業の機械化を進め地域全体の農地保全、耕作放棄地の発生防止に取り組んできた。

しかし、農業機械による作業効率化の取組だけでは限界が見えてきたため、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、地区民による共同取組活動として農地の維持管理を行ってきたところである。

また、耕作放棄地の一層の発生防止の観点から、平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」との連携を図っているところである。

3. 取組の内容

共同作業として、道路・農地法面や水路の草刈り清掃をはじめ、農道の舗装整備をするなど生産環境整備にも力を入れ、平成22年度までに集落内農道の94%の整備が完了している。

また、水田休耕地において大豆10haを栽培するなど協定内農地の営農をサポートする集落営農組織への農業機械導入等支援を進め、農業生産活動の体制整備を図っている。



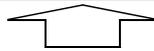
【総会において活動方針を決定】



【地区民で農地法面の草刈り】

【集落の将来像】

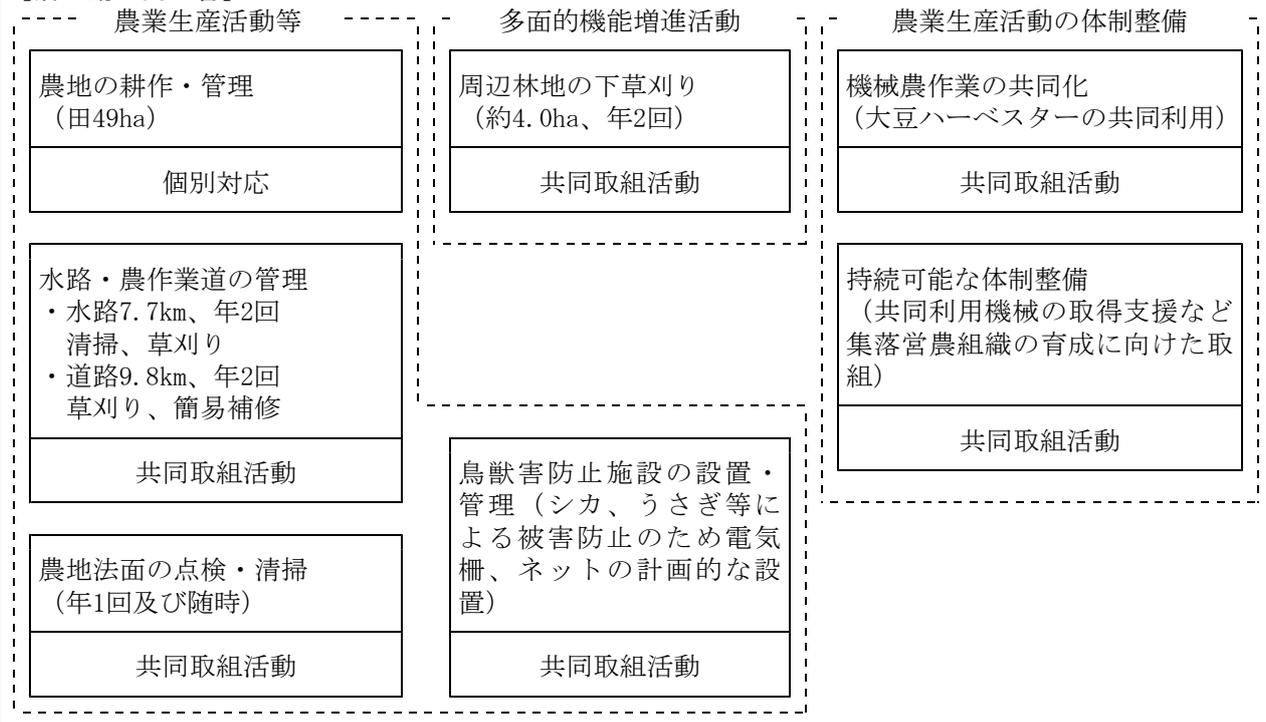
- 水稻や大豆作の機械化や農作業の共同化を推進しつつ、集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備を図る。
- 集落営農組織等による持続的な農業生産活動等の体制整備を進める。



【将来像を実現するための活動目標】

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- 営農継続が困難となった農地を共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

【活動内容】



集落営農組織（田代ビレッジサポート）との連携

- ブロックローテーションによる水田休耕地で大豆栽培を実施（H22:大豆10ha栽培）
また、協定集落内に農業継続が困難な農用地が発生した場合、連携を図り当該農地での農業生産活動を推進する。

4. 今後の課題等

過疎・高齢化が一段と進む中、協定参加者も減少していくことから、道路や水路の清掃等共同取組活動を進めつつ、農地法面やけい畔等へ防草シートを設置して管理作業軽減を図るとともに、集落営農組織との連携を一層進めて農地保全に取り組む。

また、シカ等による鳥獣害対策として電気柵・ネット設置を行い、生産量及び収益の確保を図りながら農地の活用を進めて荒廃を防ぐこととする。

【第2期対策の主な成果】

- 農道、水路等の維持・管理の実施
- 農用地保全に向けた農道の舗装整備（H13～21:総延長9.2km）
- 集落営農組織の活性化、作業効率化に向けた大豆ハーベスターの導入（H20:1台）

<担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例>

○共同購入機械を活用した農作業受託による農地の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	鹿児島県伊佐市 ^{いさし} 東市山 ^{ひがしいちやま}			
協定面積 39.8ha	田 (100%) 水稲、大豆	畑	草地	採草放牧地
交付金額 397万円	個人配分			27%
	共同取組活動 (73%)	鳥獣等被害防止活動		6%
		共同利用機械購入		6%
		営農組合運営費等		61%
協定参加者	農業者 28人、非農業者 6人、東市山営農組合（構成員24人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当地域は、伊佐市東部の中山間地に位置し、稲作や露地野菜等を中心とした農業生産が営まれている地域であるが、農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の増大が懸念されていた。

このため、平成12年度からスタートした中山間地域等直接支払制度に取り組むこととし、さらに活動を円滑に行うため、受皿組織として東市山営農組合を設立した。活動についても、その組合を中心として耕作放棄の防止、適正な農業生産活動の維持、多面的機能の増進活動を行ってきた。

今後も集落協定区域内の適正な農業生産活動等を維持し、作業受託をとおして組織の発展や地域活性化のため、引き続き第3期対策についても取り組むこととなった。

3. 取組の内容

耕作放棄地の発生を防止するため、集落営農組合による農作業の受託を行ってきた。

当該制度の活用により平成14年度にトラクター、コンバイン及びマニアスプレッダーを導入して農業機械の整備を進め、作業受託の取組を通じ、平成18年度には特定農業団体となった。平成19年度には乾燥籾摺施設一式を導入したほか、平成21年度には田植機等を導入し、法人化に向けた準備を進めてきたところである。

平成22年度においては、整備された農業機械を活用し、エコファーマーを中心に減化学農薬栽培米を生産し、少量ではあったが独自販売に向けた取組ができた。

さらに第3期対策では協定農用地の拡大及び隣接する小規模高齢化集落の営農活動のサポート体制を整備し、農用地の保全に取り組んでいる。



【H21に導入した田植機による受託作業】



【無人ヘリでの共同防除と電気柵設置】

【集落の将来像】

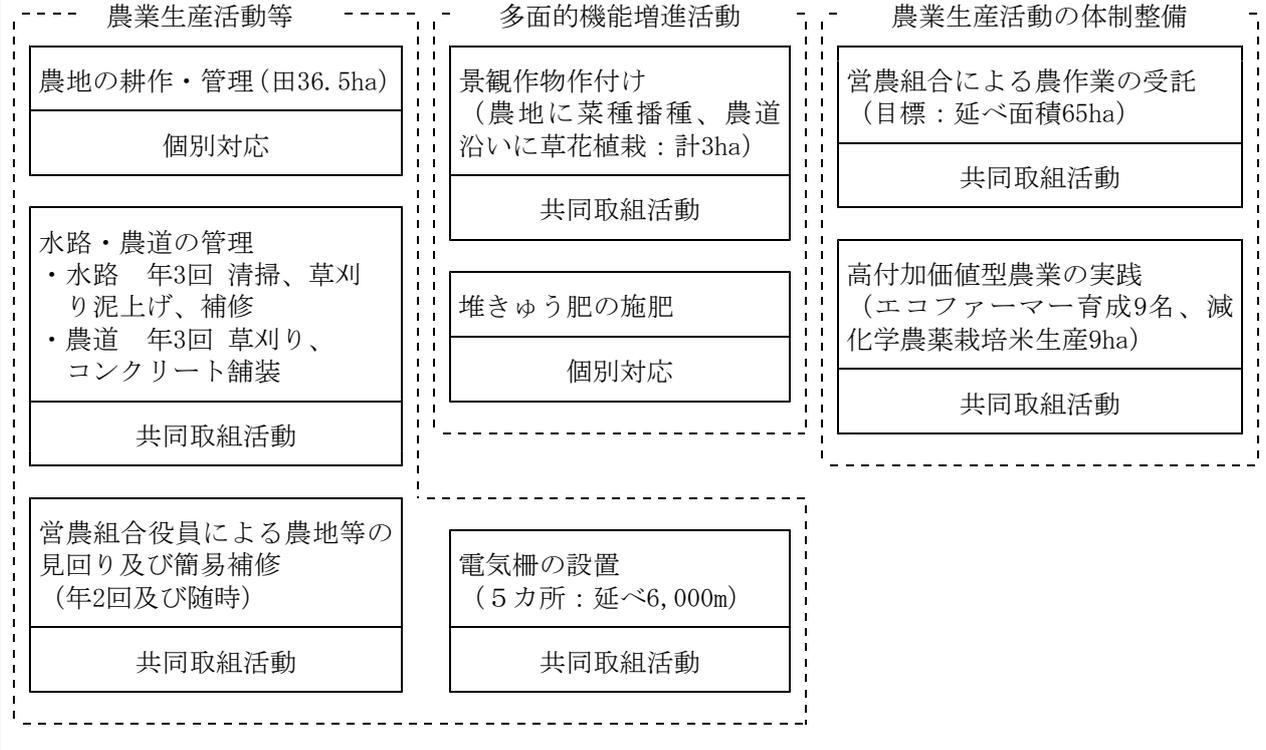
- 農作業の効率化を図るために受託面積を拡大
- エコファーマーの育成及び減化学農薬栽培米の生産販売等、高付加価値農業の実践



【将来像を実現するための活動目標】

- 認定農業者、集落営農組合及び伊佐農業公社において、それぞれ個々に行っている農作業委託や農地の集積について、集落の合意形成を図りながら計画的に実施する。

【活動内容】



4. 今後の課題等

制度当初はなかなか理解されていなかった農作業受託が、話し合いを重ねながら取組をしていく中で少しずつ理解され、全作業受託できる組織までになった。

その結果、耕作放棄の防止や担い手（営農組合）への農地集積へつながり、適正な農業生産活動の維持が図られた。

今後は、役員の高齢化による安定的な組織運営体制の確保や農地集積の円滑化のため、法人化の取組を進めることとしている。

【第2期対策の主な成果】

- 作業受託組織における特定農業団体への移行 (H18認定)
- 農業機械等の導入 (H19:乾燥籾摺施設一式 H21年：田植機1台)